

中間会計基準・GM課税関連の実務対応報告、次回公表議決へ

—ASBJ

去る3月5日、企業会計基準委員会が、第521回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議内容は以下のとおり。

中間財務諸表会計基準

前回（2024年3月10日号（No.1704）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案80号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」等に関する審議が行われた。

本会計基準の適用初年度に、本会計基準を適用する旨の注記は求めないとするコメント対応案が示され、委員からは特段の異論は聞かれなかった。

次回親委員会（3月18日開催予定）で公表議決される予定。

グローバル・ミニマム（GM）

課税に関する改正法人税法への対応（当期税金）

前回親委員会および第92回税効果会計専門委員会（2024年3月10日号（No.1704）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案67号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理

及び開示に関する取扱い（案）」等の審議が行われた。

連結PLにおいてGM課税に係る法人税等を、その他の法人税等と区分表示または注記するかについて、事務局から次の再提案が示された。

- ・連結PL：GM課税制度に係る法人税等が重要な場合は、当該金額を注記する。
- ・個別PL：GM課税制度に係る法人税等の金額の重要性が乏しい場合、その他の法人税等を含めて表示することができる。

委員からは賛意が聞かれた。

次回親委員会で公表議決予定。

GM課税に関する改正法人税法への対応（税効果会計）

実務対応報告公開草案68号（実務対応報告44号の改正案）「グローバル・ミニマム課税制度に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」について、コメント対応案および文案等の検討が行われ、委員から

異論は聞かれなかった。次回親委員会が公表議決予定。

VCFアンドの出資持分

第213回金融商品専門委員会（2024年3月20日号（No.1705）情報ダイジェスト参照）に引き続き、上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分について、本プロジェクトにおいて対象とする組合等に関する次の論点について、審議された。

(1) 組合等の範囲

前回聞かれた意見を踏まえ、「多数の出資者に対して募集または私募が行われた組合等」等の要件を満たす組合等であることとする再提案が示された。

(2) 組合等の会計処理

時価評価を強制するか、オプションを認めるかのアプローチで検討が行われ、事務局案として、「組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価（評価差額は純損益）すること、また、時価評価の対象とする組合等をオプションとして選択とすること」が提案された。

委員からは、賛成意見が聞か

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
4月10日(水)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年3月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
4月15日(月)まで	② 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出	② 4月1日の現況で関係市町村長へ提出。
4月中の市町村条例で定める日まで	③ 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付 ④ 軽自動車税の納付	
4月30日(火)まで	⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年2月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年1月期) 2カ月延長法人(令和5年12月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(2月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・8月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(2月期を除く) 直前年税額400万円超のとき 3カ月ごと(5月、8月、11月期) ⑪ 公共法人等の住民税均等割の申告納付 ⑫ 公益法人等(法人税申告書提出法人を除く)の損益計算書等の提出(令和5年12月期)	⑤～⑩ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。 ⑫ 公益法人等が年間収入8,000万円超の場合(措法68の6、措令39の37)。

れた一方、「その他の包括利益を時価評価（FVOCI）し、オプシオンとするべき」「FVOCIで強制がよいのでは」とさまざまな意見が聞かれた。

リース会計基準

第144回リース会計専門委員会（2024年3月20日号（No.1705）情報ダイジェスト参照）に引き続き、次の審議が行われた。

- (1) セール・アンド・リースバック（S&LB）取引
リースにおけるS&LB取引に関して、企業会計基準適用指針16号50項後段の取扱い（S&LB取引によるリース物件を
- (2) 短期リースの注記
短期リースの注記に含まれる少額リースの取扱いを、原則「（少額リースを含む）短期リースを注記する」とし、例外として、「短期リースの注記に少額リースを含めないことができるとする事務局案が示された。委員からは特段の異論は聞かれなかった。

会計

バーチャルPPPAの会計処理、次回以降新規テーマへ — FASIF、企業会計基準諮問会議

去る3月11日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第50回会合を開催した。

前回までに提案されたテーマ提案について、審議が行われた。現状の対応は次のとおり。

株式報酬に関する会計処理・開示

いわゆる現物出資構成による

取引に関する会計基準の開発を、実務対応専門委員会にテーマアップの評価を依頼しており、その評価は未了である。

実務対応報告19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

繰延資産のうち、株式交付費、新株予約権発行費、社債発行費、創立費および開発費の会計処理

ポジティブ・メンタルヘルス

大事なことは、THEEとわざいで学んだ

メンタルクリエイト 江口 毅

言葉を失うことは感情を失うことであり、思考する営みが失われることではないか。カウンセリングや人材育成を生業にしていると、そのように感じる場面が少なくありません。ことわざや慣用句が使われなくなってきたこと、語彙力が低下していること、狭量で独断的な言い回しが支持されることなどは、現代の生きづらさや不寛容な社会を招いた一つの要因ではないでしょうか。

Aさんは、自分が一番有能だと思いい、上司さえも心の中で見下しています。課長に昇進した後、人を見下す態度や信じない姿勢に拍車がかかり、徹底的なマイクロマネジメントをするようになりました。そんなAさんに対して、「美るほど頭を垂れる稲穂かな」と誰しも論ずることはなく、「縁の下のかもち」に感謝することの大切さを説くこともありませんでした。「諫言耳に逆らう」ものですが、上司や同僚は、Aさんのためを思って伝え続けることが必要だったでしょう。

Bさんは、カウンセリಂಗがはじめて「やばい」を連呼しながら泣いていました。自身の感情を表現する形容詞を持ち合わせないため、気持ちや考えを整理す

ることができないようでした。よくよく話を聞いてみると、「仕事がうまく進められないのに、同僚が助けてくれず、気にかけてもらえないので、寂しいし、不安になるし、居心地が悪い」という相談内容でした。でも、Bさんが同僚を助けたら気にかけているかというところ、まったくそういうことはしていないとのことでした。

Bさんの寂しさや不安を感じる気持ちはとてもよくわかります。しかし、「魚心あれば水心」ですから、「口の欲するところを人に施せ」という態度でBさんから同僚への関わり方を変えれば、同僚と良好な関係を構築できていたかもしれません。

Cさんは、営業成績がトップというところもあり、天狗になっていたこともあって、また、頭の回転が早く思っていたことをすべに口にするので、ときに相手を不快にさせていました。Cさんが「人間万事塞翁が馬」や「福福は糾える縄の如し」という言葉を内在化させていけば、天狗になることなく自分を律することができたかもしれません。また、「言いたいことは明日言え」という言葉を誰かに教えてもらっていたら、「良薬は口に苦し」ですが、少しは自身の言動を反省したかも

られませんか。Dさんは、入社半年で退職を考えていました。「上司や同僚と何となく合わない」「今の部署の仕事が将来の役に立つとは思えない」というのが理由でした。せうかく入った職場、それは「袖振り合うも他生の縁」です。「捨てる神あれば拾う神あり」ですから、いつか気の合う人と出会えるはず

です。そして、「石の上にも三年いれば」「待てば海路の日和あり」です。そして、「焙烙（ほうろく）の割れも三年置けば役に立つ」と気づく日も来るでしょう。

「言葉を知っていれば自分の気持ちを素直に伝えることができたら、」ことわざを内在化させていれば、もっと早くわが身を顧みることができた」などの経験はないでしょうか。言葉がすべてを変えるところは思いません。しかし、言葉が私たちを取り巻く世界の何かを変えられることのできるのではないのでしょうか。ちなみに、筆者が一番好きなことわざは、「お天道様は見ている」です。誰が褒めてくれなくても誰が叱ってくれなくても、お天道様に恥じないようには、周囲の人間の目を気にせず、いられるので、とても楽に生きられます。

について、検討を提案されており、テーマ提言するにあたり、その見直しの範囲を検討することとされていた。

以前の同会議で、上場企業の影響だけでなく非上場会社への影響も調査すべきとの意見が聞かれたことを踏まえ、非上場会社の繰延資産の状況に関する調査の状況と分析が報告された。

事務局から、非上場会社特有に考慮すべき事項は追加で識別されていないとの考察がされた。委員から特段異論は聞かれなかった。

バーチャルPPAの会計処理

バーチャルPPA（電力購入契約の一種）の会計処理について、実務対応専門委員会や、テーマ評価に関して次の観点から分析が行われた。

- ① 会計実務における多様性があるか↓必ずしも明らかではない。
- ② 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか↓今後取引が拡大し重要性が認められるようになれば、作成者・監査人から一定のニーズが生じる。
- ③ 適時に実務対応報告等の開発が可能か↓進め方について

「需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定する（アプローチ1）」と「今後想定される取引や海外の取引などさまざまなケースに適用可能な会計処理の取扱いを検討する（アプローチ2）」を検討した結果、アプローチ1について、実務対応レベルの新規テーマとして取り上げる要件を満たしている。

会計

SSBJ基準案、次回にも公表議決へ—SSBJ

この分析を踏まえ、事務局から追加情報の収集・分析を行ったうえで、次回以降の同会議に提案する方向性が示された。委員からの、「追加で収集する情報とは何か」という質問に、事務局から「具体的な会計処理に関する事実関係が明らかでなかったため、その情報を収集したい」との回答がされた。

去る3月4日、SSBJは第32回サステナビリティ基準委員会を開催した。第31回（2024年3月10日号（No.1704）情報ダイジェスト参照）に引き続き、IFRS S1号、S2号に相当する日本基準の開発の審議が行われた。審議された具体的な検討事項は主に次のとおり。

「報告期間」に関する暫定合意
 (1) 法令の要請による報告期間と異なる場合

前回、「コメント募集及び本公開草案の概要」の文案について検討を行った際、企業が活動

する法域の法令の要請により報告される指標の報告期間がサステナビリティ関連財務開示（および関連する財務諸表）の報告期間と異なる場合についても、質問項目を設定すべきではないかとの意見が聞かれていたため、暫定合意のための投票が行われることとなった。

事務局からは、「一定の要件をすべて満たす場合には法令の要請による指標の報告期間を用いて報告することができる」とする案Aと、「国際基準と同様にサステナビリティ関連財務開示と同じ報告期間としなければ

ならない」とする案Bについて検討を行った際、企業が活動

財務省法人企業統計調査

—令和5年10～12月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。以下は、令和6年3月4日に発表した令和5年10～12月期の調査結果の概要です。

回答法人数 22,519社 (18,622社)
 回答率 69.8% (70.1%)
 () 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

◆売上高(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増収

売上高は、388兆2,060億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は4.2%となりました。

業種別にみると、製造業は3.2%、非製造業は4.6%となりました。

◆経常利益(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、25兆2,754億円で、増加率は13.0%となりました。

業種別にみると、製造業は19.9%、非製造業は9.5%となりました。

◆設備投資(金融業、保険業を除く)

製造業、非製造業ともに増加

設備投資額は、14兆4,823億円で、増加率は16.4%となりました。業種別にみると、製造業は20.6%、非製造業は14.2%となりました。

なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は12兆3,323億円で、増加率は11.7%となりました。

対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	4.10-12	5.1-3	4-6	7-9	10-12	
売上高					(実額)	
全産業	6.1	5.0	5.8	5.0	3,882,060	4.2
製造業	9.2	2.3	7.6	3.5	1,174,548	3.2
非製造業	4.9	6.1	5.0	5.6	2,707,512	4.6
経常利益					(実額)	
全産業	△2.8	4.3	11.6	20.1	252,754	13.0
製造業	△15.7	△15.7	0.4	△0.9	88,584	19.9
非製造業	5.2	17.2	19.0	40.0	164,170	9.5
設備投資					(実額)	
全産業	7.7	11.0	4.5	3.4	144,823	16.4
	(6.3)	(10.0)	(4.4)	(1.7)	(123,323)	(11.7)
製造業	6.0	11.3	4.9	5.5	52,023	20.6
	(5.5)	(10.7)	(4.0)	(5.6)	(47,129)	(20.1)
非製造業	8.6	10.8	4.4	2.2	92,800	14.2
	(6.7)	(9.6)	(4.6)	(△0.4)	(76,194)	(7.1)

(注)設備投資の()書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和6年1～3月期の調査票の提出期限は令和6年5月10日、結果の公表は令和6年6月3日の予定です。

ならない」とする案Bの2案が示され、投票の結果、案Aが採用された。

(2) 温対法等のGHG排出量の報告期間との関連

(1)の論点は「気候関連開示基準」における温対法等に基づく温室効果ガス(GHG)排出量の報告期間にも関連するものと考えられるため、こちらも同様に投票が行われることとなった。

事務局からは、次の3案が示された。

- (案A) GHG排出量のデータのうち直近のものを用いたうえで、その報告期間がサステナビリティ関連財務開示と1年以上乖離している場合に追加の開示事項を求める。
- (案B) サステナビリティ関連財務開示の報告期間とGHG排出量の報告期間の乖離に上限(たとえば、1年)を設ける。
- (案C) 温対法等の報告期間がサステナビリティ関連財務開示の報告期間と異なる場合でもサステナビリティ関連財務開示と同じ報告期間を対象としなければならない。

投票の結果、案Aが採用され

た。

各種文案の検討

日本版S1号、S2号の文案について、引き続き文案の検討が行われた。

委員からは、適用初年度などの経過措置に関して、「何をもつて『適用』とするのか。準拠表明をすることで『適用』となった場合には、翌年度以降は経過措置を使えないのか」などの意見が聞かれた。

国際会計

気候関連開示に関する規則、公表

SEC
去る3月6日、SECは、登録者が届出書または年次報告書で、特定の気候関連情報を開示することを要求する規則(以下、「本規則」という)を採択した。

本規則の概要

2022年3月に公表されていた改正案からは、スコープ3の開示要求が削除された。本規則では、登録者(外国企業を含む)は、届出書または年次報告書で、次の気候関連の開示をすることが求められる。

- ・登録者の事業戦略、経営成績、または財務状態に重要な影響

事務局は「いま想定しているのは、法令などによって強制されない限りは、経過措置をずつと使えるようにして開示に対するハードルを下げることに。法律に基づいて要求された場合には、適用初年度は自ずと決まってくるため、特段の定めを置いていない」と回答した。

次回(3月21日開催予定)、公開草案の公表議決予定、

を与えた、または合理的に影響を及ぼす可能性のある気候関連リスクと「気候関連リスクが登録者の戦略、ビジネスモデル、および展望に与える実際および潜在的な重要な影響」

者の活動(移行計画、シナリオ分析、または内部カーボンプライスの使用が含まれる)に関する特定の開示

33年からは合理的な保証
開示の閾値を満たした、激しい天候事象とその他の自然条件(ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、異常気温、および海面上昇など)による資本的支出、費用、支出、および損失

財務諸表のための見積りと仮定が、激しい天候事象とその他の自然条件、または開示された気候関連の目標(または移行計画)に関連するリスクと不確実性によって重要な影響を受けた場合、その見積りと仮定がどのように影響を受けたかに関する定性的な説明

適用関係

本規則は、連邦官報に掲載日の60日後に発効する。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年3月7日	内閣府令16号 「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等	金融庁	IPO時に提出される有価証券届出書におけるストック・オプション保有者の氏名・住所等の記載について、株式等を付与された者が使用人の場合には記載を不要にする等の見直しや、「第三者割当の場合の特記事項」欄における個人情報の記載の見直しなど、所要の改正を行うもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240307/20240307.html	—
2024年3月8日	「記述情報の開示の好事例集2023」の更新	金融庁	2023年12月公表の「記述情報の開示の好事例集2023」に、「コーポレート・ガバナンスの状況等」および「経営上の重要な契約等」に関する開示の好事例や、好事例集で採り上げている各テーマに関連する中堅中小上場企業の開示例を追加し、公表するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20240308.html	—

金融

2月の米雇用統計と金融市場の反応

米労働省が3月8日に公表した2月の雇用統計によると、非農業部門の雇用者数は前月比27万5千人増加、失業率は0.2%ポイント上昇して3.9%になった。雇用者数が増加したのは、医療分野、公共部門、飲食サービス業、社会福祉サービス業、輸送・物流業となっている。また平均時給は前月比0.1%増加となり、1月の0.5%増加に比べて伸び悩んだ。この雇用統計の発表を受けて、ドル円相場は146円台半ばまで下落（円高・ドル安）した。

総じて、雇用者数は市場予想以上に伸びたものの、失業率が上昇し2022年1月以来の水準となり、時給の伸びが低迷したことを、市場は米連邦準備制度理事会（FRB）の利下げ材料と捉えたようだ。しかも市場にとつてさらにマイナス材料となったのは、昨年12月と今年1月の非農業部門雇用者数について、すでに公表された数字に修正が入ったことだ。12月が33万3千人の増加から29万人の

増加へ、1月が35万3千人の増加から22万9千人の増加に下方修正され、合わせて16万7千人分少なかったことになる。雇用の統計の数字自体の信頼性の問題もあるが、この修正による剥落分は、市場でも相場への織込みが必要な大きさだ。そうだけでなく、金融市場は米大統領選挙を控えて、利下げを意識せざるを得ない時期に入っている。

実際に8日のバイデン大統領の演説では、住宅の取得コスト引下げ政策を標榜し、FRBの利下げにも「金利はもつと下がるに違いない」と発言している。また、7日の上院議会証言の際にも各議員から利下げ要求が出ていた。住宅ローン金利の高騰により、家を購入できない人が増加しているためだ。

パウエルFRB議長も、議会証言では利下げ時期について「今年のある時点」と言及しているが、言質を取られる発言は避けたいのが本音だろう。当面FRBは、利下げ圧力を受けながらの政策運営が続きそうだ。

証券

日経平均、未踏の領域を前進できるか？

日経平均は2月下旬に史上最高値を更新した後、3月に入ると、さらに上値を追って、未踏の4万円台に突入した。39,000円という史上最高値が達成されたとき、市場関係者の多くがこれは到達目標ではなく、通過点に過ぎないと述べていた。

その自信は日経平均の現在の水準が割高、バブルレベルに達していないからだろう。最も基本的な投資尺度である株価収益率（PER）は日経新聞の利益予想で算出すると、日経平均4万円でも16倍台にとどまっている。これは主要国の主要な株価指数のPERと比べても、わずかに高いというレベルだ。34年前、日経平均の過去最高値のとき、PERは50から60倍に達し、他国市場のPERとは隔絶した高水準となっていた。そしてその後、株価暴落、バブル崩壊に見舞われた。

投資家もまだ高所恐怖症にとらわれてはいないと思われ、日経平均は3月4日に40,109円をつけた後、やや

調整的な足取りを示している。日経平均の急激な上昇をリードしてきたのは、海外投資家、証券会社の自己売買であるが、彼らはここへきて利益確定の売りを進めながら、日経平均を引つ張ってきた半導体関連企業の成長力、成熟企業の収益向上の余地などを探っているだろう。彼らがこれらに前向きな判断、結論を下せば、日経平均はしばらくの調整期間を経て反騰へ転じることは十分期待できる。

もちろん、期待が現実のものとなるには、日本市場のリスク要因を排除する必要がある。その筆頭は、日本経済が物価と賃金の好循環を実現し、消費拡大、内需企業の収益好転につなげられるかどうかである。これをにらみながら日銀のマイナス金利脱却作戦も展開される。現在、春闘の季節であり、まもなく結論が出るだろう。

その他、米中の経済の行方も重要だが、最も重要なのは日本企業の収益力向上という問題である。今後も凝視を怠れない。